

議会改革懇談会資料
(政務活動費)

平成24年 10月
庄原市議会
(議会改革特別委員会)

目 次

政務活動費

1	はじめに ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	政務活動費とは	
(1)	制度と目的・・・・・・・・・・・・・・・・	2
(2)	根拠法令等・・・・・・・・・・・・・・・・	2
(3)	制度の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	3
3	庄原市における政務活動費の基本事項	
(1)	執行に当たっての原則・・・・・・・・	4
(2)	按分の考え方・・・・・・・・	4
(3)	説明責任・・・・・・・・	4
(4)	情報公開・・・・・・・・	4
4	庄原市における政務活動費の使途基準	
(1)	会派への支給・・・・・・・・	5
(2)	議員への支給・・・・・・・・	7
5	政務活動費の充当が不適切な経費 ・・・・・・・・	9
6	庄原市における厳正な取り扱い ・・・・・・・・	11
7	条例及び規則	
(1)	庄原市議会政務活動費の交付に関する条例案〔会派及び議員用〕・・・・・・・・	12
(2)	庄原市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則案〔会派及び議員用〕・・	14
8	議会改革特別委員会における検討の経過 ・・・・・・・・	18
9	県内市議会の定数・議員報酬・期末手当・政務活動費の状況 ・・・・・・・・	26

1 はじめに

市議会では、議会改革特別委員会を平成23年6月議会において設置し、議員定数、議員報酬、政務調査費についてこれまで29回にわたる委員会を開催するとともに、近隣市である安芸高田市議会並びに三次市議会の状況について視察調査を行うなど、慎重に調査研究を重ねています。

これまで、市民の皆さんからご意見を聴くことや委員会などの議会内で審議を行う中で、議員定数については、次期一般選挙から25人を20人にする事とし、議員報酬については、特別職等報酬審議会の答申に基づき、現行の議員報酬額とする方向といたしました。

政務調査費については、昨年より調査研究を重ねる中で、導入する方向で検討してまいりました。

政務調査費を導入するに当たっては、全国各地で不適切な使途や経費の按分率などをめぐって住民監査請求や住民訴訟が起きていることを十分に認識し、必要最低限の支出項目と透明性の高い使途基準を設定することとしています。現在これらのことを踏まえて、政務調査費の額については、委員会で議論を重ねており月額3万円ないし5万円という意見が出されています。市民の皆さんのご意見や近隣自治体の状況など総合的に勘案したうえで、設定したいと考えています。

なお、国においては、本年9月5日に公布された地方自治法の一部改正により、政務調査費の使途が「調査研究」だけに限って認められていたものが、「調査研究及びその他の活動」と使途が拡大され、名称も政務活動費へと改められましたが、本市議会では使途を広げることなく、これまでの政務調査費における調査研究に限って使途を定める予定です。

今回、特に付託された事項の政務調査費（政務活動費）について、これまでの審査状況を市民の皆さまにご説明申し上げ、忌憚のないご意見をいただくための資料としています。

特別委員会の設置及びその組織

- | | | | |
|-----------|------------------------------|---------|------|
| (1) 設置年月日 | 平成23年6月28日（平成23年第4回庄原市議会定例会） | | |
| (2) 名 称 | 議会改革特別委員会 | | |
| (3) 付託事項 | 議員定数、議員報酬、政務調査費に関する調査 | | |
| (4) 委員構成 | 委員長 | 林 高 正 | |
| | 副委員長 | 小 谷 鶴 義 | |
| | 委 員 | 谷 口 隆 明 | |
| | | 佐々木 信 行 | |
| | | 野 崎 幸 雄 | |
| | | 赤 木 忠 徳 | |
| | | 田 中 五 郎 | |
| | | 福 山 権 二 | 以上8名 |

2 政務活動費とは

(1) 制度と目的

平成12年5月の地方自治法の改正により、政務調査費が制度化されました。政務調査費は条例に基づき、議員の調査研究活動の充実と議会の審議能力を強化を図ることを目的として、議員の調査研究に必要な経費の一部として会派又は議員に交付されるもので、調査研究活動以外の経費に充てることはできないこととされていましたが、本年9月の地方自治法の改正により、「調査研究」に限ってきたものが「調査研究その他の活動」と用途が拡大されることとなりました。

(2) 根拠法令等

改正前

地方自治法第100条第14項 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。

15項 前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告を議長に提出するものとする。と定められています。

改正後

地方自治法第100条第14項 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。

15項 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

16項 議長は、第14項の政務活動費については、その用途の透明性の確保に努めるものとする。と改められました。

上記を受けて、市議会では「庄原市政務活動費の交付に関する条例（案）」を定め、政務活動費の交付対象や金額及び交付方法などを規定することとしました。

そして、政務活動費を導入するに当たり、当制度にかかる課題を十分認識し、詳細でかつ議員自らが事務処理できるよう「政務活動費の手引き（案）」を検討してきたところであります。

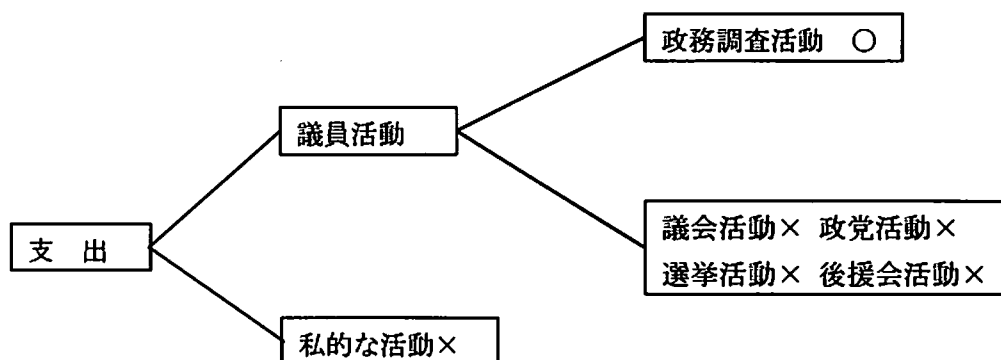
(3) 制度の概要

政務調査活動とは、議員活動のうち調査研究にかかる活動のことであり、概ね次の活動を定義します。

- ① 会派（議員）が市政の課題、議会で審議する案件等について行う調査研究のための活動
- ② 会派（議員）が市民や各種団体関係者と意見聴取、情報収集、意見交換などを行うための活動
- ③ 会派が議会活動等や市政報告などに関し、市民に対して行う広報活動（議員個人の広報活動ではない。）
- ④ 上記のほか、議長が必要と認める活動

<政務調査（調査研究）活動の概念図>

○は政務活動費で充当できる活動



- 政務活動費は、交付申請により会派又は議員へ交付されます。（交付決定を受けた後に政務調査費を辞退すると、債権を放棄することになり、公職選挙法第199条の2の寄附行為に該当する可能性があります。）
- 政務活動費の交付を受けた総額から、調査研究に資するための必要な経費を控除して残余がある場合は、返還することになります。

3 庄原市における政務活動費の基本事項

(1) 執行に当たっての原則

政務活動費の執行に当たっては、次の項目に留意のうえ、会派（議員）の責任において、適切に取り扱うこととします。

- ① 調査研究（市政に関する調査研究）が目的であること。
- ② 調査研究活動の必要性があること。
- ③ 政務活動費が公費であることを十分認識したうえで、調査研究活動に要した金額やその態様に市民が理解できるような妥当性があること。
- ④ 適正な手続きがなされていること。
- ⑤ 支出について説明ができるよう書類等が整備されていること。

(2) 按分の考え方

議員の活動は、議会活動、後援会活動、政党活動、選挙活動等多面的であり、一つの活動が調査研究活動と他の活動の両面を有している場合が多い。このことから、多くの市議会では、それぞれの活動に要した費用が明確に区分できない場合において、合理的な按分割合により充当することとされています。しかしながら、按分率についての見解は裁判例においても様々であり、本市議会においては、按分の伴う経費については計上しないこととします。（例：固定電話・ファックス・携帯電話の利用料、自動車のガソリン代、インターネットのプロバイダーの基本料金など）

(3) 説明責任

政務活動費は、条例に基づき会派又は議員から議長への収支報告書の提出が義務づけられています。また、調査研究に資するため必要な経費の一部として交付されるものであり、その用途は、調査研究活動のための経費として社会通念上市民が十分理解できる妥当な金額の範囲内において、会派及び議員の判断に基づき決定するものであります。

このことから、会派及び議員は政務活動費の用途に関して、透明性の観点から、市民への説明責任を果たさなくてはなりません。

(4) 情報公開

政務活動費にかかる収支報告書等関係書類は、全て情報公開の対象となります。これらの書類の保存年限は5年であり、保存の責任者は議長、保存場所は事務局とします。

<説明を求められた場合>

- ・制度概要は事務局で説明
- ・個別内容は会派もしくは議員で説明

なお、収支報告書の内容については、市議会ホームページで常時公開するものとします。

4 政務活動費の使途基準

(1) 会派への支給

項	項目	内容	交付対象となる 具体例	交付対象とならない 具体例
1	研究研修費	会派が研究会及び研修会を開催するために必要な経費又は会派の所属する議員等が他の団体の開催する研究会及び研修会に参加するために要する経費	会場費、講師謝金、出席者負担金、会費、交通費、宿泊費など	○励ます会等パーティー参加費、党費、党大会への参加旅費 ○飲食代、飲酒代 ○居酒屋、スナック等は研修会・研究会会場としては不可 ○親睦会、懇談会の経費 ○自家用車のガソリン代 ○職員の旅費規程に基づく日当
2	調査旅費	会派の行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費	先進地視察、現地調査の視察費、交通費、宿泊費等	○委員会の行政視察との併用 ○政治活動の旅費 ○一般的な観光地の視察 ○先進地の位置づけに明確さを欠く視察や、原則として公式訪問を全日程に組み入れない視察 ○視察先への手土産
3	資料作成費	会派の行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費	印刷製本代、コピー代、写真現像やプリント代、翻訳料、専門家による調査、鑑定、データ処理等の委託料など	○政党の宣伝活動に供する資料作成費 ○選挙活動の資料作成費 ○事務機器のリース代
4	資料購入費	会派の行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費	書籍（電子書籍含む）、法規類の追録代、DVD等購入費、有料データベース利用料など	○所属政党が発行する新聞購読料や書籍代 ○新聞、雑誌代 ○図書カード ○大量購入

5	広報費	会派の調査研究活動、議会活動及び市の政策について市民に報告し、PRするために要する経費	広報紙、報告書作成のための印刷製本費、郵送料、会場借上費など	○所属政党の活動報告、PR ○党の活動、議員個人の後援会活動に関する経費 ○飲食代、飲酒代 ○ホームページの作成及び管理費
6	広聴費	会派が市民からの市政及び会派の政策等に対する要望及び意見を聴くための会議等に要する経費	会場借上代、印刷製本費など	○親睦会、懇親会的経費 ○酒宴と誤解を受ける会議 ○党の活動、議員個人の後援会活動に関する経費 ○飲食代、飲酒代
7	その他の経費	上記以外の経費で会派の行う調査研究活動に必要な経費	調査研究活動に要する必要な経費	○慶弔電報、電話料 ○慶弔等の交際費的経費 ○党費、その他の政党活動に伴う経費 ○後援会等の機関紙等発送料 ○飲食代、飲酒代 ○議会活動の経費 ○議員としての一般的活動経費 ○備品購入費 ○事務用品などの消耗品費

※ 他の自治体の政務活動費の多くは、使途基準の項目として事務所費、人件費なども位置づけられていますが、本市議会では使途基準の項目から除きました。

※ 政務活動費として使用した経費には領収書の添付、研修会や視察調査を行った際の報告書の提出などを義務づけることとしています。

(2) 議員への支給

項	項目	内容	交付対象となる 具体例	交付対象とならない 具体例
1	研究研修費	議員が研究会及び研修会を開催するために必要な経費又は議員が他の団体の開催する研究会及び研修会に参加するために要する経費	会場費、講師謝金、出席者負担金、会費、交通費、宿泊費など	○励ます会等パーティー参加費、党費、党大会への参加旅費 ○飲食代、飲酒代 ○居酒屋、スナック等は研修会・研究会会場としては不可 ○親睦会、懇談会の経費 ○自家用車のガソリン代 ○職員の旅費規程に基づく日当
2	調査旅費	議員の行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費	先進地視察、現地調査の視察費、交通費、宿泊費等	○委員会の行政視察との併用 ○政治活動の旅費 ○一般的な観光地の視察 ○先進地の位置づけに明確さを欠く視察や、原則として公式訪問を全日程に組み入れない視察 ○視察先への手土産
3	資料作成費	議員の行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費	印刷製本代、コピー代、写真現像やプリント代、翻訳料、専門家による調査、鑑定、データ処理等の委託料など	○政党の宣伝活動に供する資料作成費 ○選挙活動の資料作成費 ○事務機器のリース代
4	資料購入費	議員の行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費	書籍（電子書籍含む）、法規類の追録代、DVD等購入費、有料データベース利用料など	○所属政党が発行する新聞購読料や書籍代 ○新聞、雑誌代 ○大量購入 ○図書カード
5	広聴費	議員が市民からの市政及び議員の政策等に対する要望及び意見を聴くための会議等に要する経費	会場借上代、印刷製本費など	○親睦会、懇親会的経費 ○酒宴と誤解を受ける会議 ○党の活動、議員個人の後援会活動に関する経費 ○飲食代、飲酒代

6	その他の経費	上記以外の経費で議員の行う調査研究活動に必要な経費	調査研究活動に要する必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> ○慶弔電報、電話料 ○慶弔等の交際費的経費 ○党費、その他の政党活動に伴う経費 ○後援会等の機関紙等送料 ○飲食代、飲酒代 ○議会活動の経費 ○議員としての一般的活動経費 ○備品購入費 ○事務用品などの消耗品費
---	--------	---------------------------	-----------------	---

※ 他の自治体の政務活動費の多くは、使途基準の項目として事務所費、人件費なども位置づけられていますが、本市議会では使途基準の項目から除きました。

※ 政務活動費として使用した経費には領収書の添付、研修会や視察調査を行った際の報告書の提出などを義務づけることとしています。

※ 会派には経費として広報費を認めていますが、議員の使用する経費としては認めていません。

5 政務活動費の充当が不適切な経費

(1) 政党活動経費

- ・ 党費、党大会参加費及び党大会賛助金等に要する経費
- ・ 政党の広報紙、パンフレット、ビラ等の印刷及び発送等に要する経費
- ・ 政党活動用事務所の設置及び管理に要する経費

(2) 選挙運動、選挙活動経費

- ・ 選挙運動、選挙活動用の資料（広報紙、パンフレット、ビラ等）の印刷及び発送等に要する経費
- ・ 国政選挙等における支援活動に要する経費（各種団体等への支援依頼活動等）
- ・ 選挙活動用事務所の設置及び管理に要する経費

(3) 後援会活動経費

- ・ 後援会活動用の資料（広報紙、パンフレット、ビラ等）の印刷及び発送に要する経費
- ・ 後援会主催の「市政報告会」等の開催に要する経費
- ・ 後援会事務所の設置及び管理に要する経費

(4) 市等の主催行事や説明会、懇談会等への出席経費

- ・ 市等が主催する行事への出席に要する経費（市民まつり、慰霊祭、敬老会、成人式、市表彰式等）
- ・ 市等の要請に基づく説明会や懇談会等への出席に要する経費
- ・ 監査委員等、市の付属機関等委員としての会議等への出席に要する経費

(5) 慶弔、見舞い等の交際費的な経費

- ・ 香典、祝い金、寸志等の冠婚葬祭の出席に要する経費
- ・ 病氣見舞い、餞別、慶弔電報、年賀状の購入・印刷、名刺印刷等に要する経費

(6) 議員個人の資産形成につながる経費

- ・ 事務所（駐車場含む）の土地建物の購入経費、建築工事費、修繕費
- ・ 自動車の購入及び修理に要する経費
- ・ 自宅を事務所としている場合の賃料

(7) 私的な活動に関する経費

- ・ 私的な旅行、観光等に要する経費
- ・ 私的な立場で参加している団体の会費や会合への参加費
- ・ 親睦会又は飲食を目的とした会合やレクリエーション大会等の開催、参加に要する経費

- ・ 檀家総代会、宮参り等の宗教活動に要する経費
- ・ 個人の資質の向上をめざすために参加する講座等の受講に要する経費

(8) その他支出が不適当な経費

- ・ 挨拶、会食やテープカットだけの出席に要する経費（各種団体の総会や出初め式、祝賀会、起工式、竣工式等への出席）
- ・ 飲食を主目的とする懇談会の出席に要する経費（各種団体の新年会等への出席）
- ・ 活動総体が調査研究活動に寄与しない団体に対する年会費や月会費
- ・ 家族及び親族の雇用に要する経費
- ・ 事務所の礼金、敷金、火災保険料
- ・ 調査研究活動に直接必要としない備品等の購入及びリースに要する経費（美術品、装飾品、衣服等）
- ・ 社会福祉、慈善、災害救助等の寄付に要する経費
- ・ 社会通念上妥当な範囲を超える経費

6 庄原市における厳正な取り扱い

一般的には認められていますが、より透明性を高め、信頼性のある制度とするため、対象となる経費を絞り込み、次のとおり厳正に定めています。

対象外とした経費

項目	内容
研究研修費	講師との打ち合わせ等の茶菓子代、自家用車のガソリン代、日当、宿泊に伴う飲食代
調査旅費	視察先への手土産、日当、宿泊に伴う飲食代
資料作成費	事務機器購入費、リース代
資料購入費	新聞購読料、雑誌
広報費	ホームページの作成及び管理費
広聴費	茶菓子代
人件費	会派（議員）の行う調査研究活動を補助する職員を雇用する経費（給料、手当、社会保険料）
事務所費	会派（議員）の行う調査研究活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費（事務所の賃借料、維持管理費、備品・事務機器購入費、リース代等）
通信運搬費	固定電話料金、携帯電話の基本料金と通話料、通信料、インターネットのプロバイダー料金
消耗品費	ファイル、コピー用紙、筆記用具等の事務用品、封筒

7 条例及び規則

(1) 庄原市議会政務活動費の交付に関する条例案〔会派及び議員用〕

平成〇〇年〇〇月〇〇日

条例第〇〇号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項及び第15項の規定に基づき、庄原市議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議会における会派及び議員に対し政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第2条 政務活動費は、庄原市議会における会派（以下「会派」という。）及び議員の職にある者（以下「議員」という。）に対して交付する。

(交付の方法)

第3条 政務活動費は、半期ごとに交付するものとし、各半期の最初の月に、当該半期に属する月数分を交付する。但し、半期の途中において議員の任期が満了する場合は、任期満了日の属する月分は交付しない。

2 政務活動費は、交付請求を受けた日から30日以内に交付する。

(会派に対する政務活動費)

第4条 会派に対する政務活動費は、各月1日（以下「基準日」という。）における当該会派の所属議員数に月額〇〇円を乗じて得た額を交付する。

2 半期の途中において新たに結成された会派に対しては、結成された日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）から政務活動費を交付する。

3 基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属会派からの脱会があった場合は、当該議員は第1項の所属議員に含まないものとし、同日において議会の解散があった場合は、当月分の政務活動費は交付しない。

4 政務活動費の交付を受けた会派が、半期の途中において所属議員数に異動が生じた場合、異動が生じた日の属する月の翌月（その日が基準日に当たる場合は、当月）の末日までに、既に交付した政務活動費の額が変動後の議員数に基づいて算定した政務活動費の額を下回るときは、当該下回る額を追加して交付し、既に交付した額が異動後の議員数に基づいて算定した額を上回る場合は、会派は当該上回る額を返還しなければならない。

5 政務活動費の交付を受けた会派が、半期の途中において解散したときは、会派は、解散の日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）以降の政務活動費を返還しなければならない。

(議員に対する政務活動費)

第5条 議員に対する政務活動費は、基準日に在職する議員に対して、月額〇〇円を交付する。

2 半期の途中において新たに議員となった者に対しては、議員となった日の属する月の翌

月分（その日が基準日にあたる場合は、当月分）から政務活動費を交付する。

3 基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は議会の解散により議員でなくなったときは、当月分の政務活動費は交付しない。

4 政務活動費の交付を受けた議員が、半期の途中において議員でなくなったときは、議員でなくなった日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）以降の政務活動費を返還しなければならない。

（使途基準）

第6条 会派及び議員は、政務活動費を規則で定める使途基準に従って使用するものとし、市政に関する調査研究に資するため必要な経費以外のものに充ててはならない。

（経理責任者）

第7条 会派は、政務活動費に関する経理責任者を置かなければならない。

（収支報告書の提出）

第8条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者及び議員は、規則で定める政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、領収証書（領収証書を徴することができないときは、会派の代表者の支払証明書）の写しを添えて議長に提出しなければならない。

2 前項の収支報告書は、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年4月30日までに提出しなければならない。

3 政務活動費の交付を受けた会派が解散し、又は政務活動費の交付を受けた議員が、議員でなくなったときは、前項の規定にかかわらず、当該会派の経理責任者であった者又は議員であった者は、解散の日又は議員でなくなった日から30日以内に第1項の収支報告書を提出しなければならない。

（政務活動費の返還）

第9条 市長は、政務活動費の交付を受けた会派又は議員がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派又は議員がその年度において市政の調査研究に資するため必要な経費として支出した総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる。

（収支報告書の保存）

第10条 議長は第9条第1項の規定により提出された収支報告書を、提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

（委任）

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成〇〇年〇月〇日から施行する。

(2) 庄原市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則案〔会派及び議員用〕

平成〇〇年〇月〇日

規則第〇〇号

(趣旨)

第1条 この規則は、庄原市議会政務活動費の交付に関する条例（平成〇〇年庄原市条例第〇〇号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付申請)

第2条 政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者は、毎年度、市長に対し、議長を經由して政務活動費交付申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

また、申請した事項に異動が生じたときは市長に対し、議長を經由して政務活動費交付変更申請書（様式第2号）を提出しなければならない。

2 政務活動費の交付を受けようとする議員は、毎年度、市長に対し、議長を經由して政務活動費交付申請書（様式第3号）を提出しなければならない。

3 会派を解散したときは、当該会派の代表者であった者は市長に対し、議長を經由して会派解散届（様式第4号）を提出しなければならない。

(交付決定)

第3条 市長は、前条の規定による申請のあった各会派及び議員について交付すべき年間分の政務活動費の額を決定し、当該会派の代表者及び議員に交付決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

(交付請求)

第4条 会派の代表者及び議員は、政務活動費の交付決定通知書を受け取った日から7日以内に市長に対し会派に係るものは政務活動費交付請求書（様式第6号）、議員に係るものは政務活動費交付請求書（様式第7号）を提出するものとする。

(使途基準)

第5条 条例第6条に規定する政務活動費の使途基準は、会派に係るものについては別表第1、議員に係るものについては別表第2に掲げる項目ごとに概ね右欄に掲げるとおりとする。

(収支報告書の写しの送付)

第6条 議長は、条例第8条第1項の規定により会派から提出された収支報告書（様式第8号）及び議員から提出された収支報告書（様式第9号）の写しを市長に送付するものとする。

(会計帳簿等の整理保管)

第7条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者及び議員は、政務活動費の支出について会計帳簿を調整するとともに、領収証書等の証拠書類を整理し、これらの書類を当該政務活動費に係る収支報告書の提出期限の日から起算して5年を経過するまで保管しなければならない。

附 則

この規則は、平成〇年〇月〇日から施行する。

別表第1（第5条関係）

会派に係る政務活動費使途基準

項目	内容
研究研修費	会派が研究会及び研修会を開催するために必要な経費又は会派の所属する議員等が他の団体の開催する研究会及び研修会に参加するために要する経費 (会場費、講師謝金、出席者負担金、会費、交通費、宿泊費等)
調査旅費	会派の行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費 (交通費、宿泊費等)
資料作成費	会派の行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費 (印刷製本費、翻訳料等)
資料購入費	会派の行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
広報費	会派の調査研究活動、議会活動及び市の政策について市民に報告し、PRするために要する経費 (広報紙、報告書印刷費、送料、会場費等)
広聴費	会派が市民から市政及び会派の政策等に対する要望及び意見を聴くための会議等に要する経費 (会場費、印刷費等)
その他の経費	上記以外の経費で会派の行う調査研究活動に必要な経費

別表第2（第5条関係）

議員に係る政務活動費使途基準

項目	内容
研究研修費	議員が研究会及び研修会を開催するために必要な経費又は議員が他の団体の開催する研究会及び研修会に参加するために要する経費 (会場費、講師謝金、出席者負担金、会費、交通費、宿泊費等)
調査旅費	議員の行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費 (交通費、宿泊費等)
資料作成費	議員の行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費 (印刷製本費、翻訳料等)
資料購入費	議員の行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
広聴費	議員が市民から市政及び議員の政策等に対する要望及び意見を聴くための会議等に要する経費 (会場費、印刷費等)
その他の経費	上記以外の経費で議員の行う調査研究活動に必要な経費

8 議会改革特別委員会における検討の経過

年 月 日	事 項	調査事項等の内容
平成 23 年 6 月 28 日	第 1 回委員会	正副委員長の互選、今後の進め方、会議開催日程について審議。
平成 23 年 7 月 7 日	第 2 回委員会	付託事項審査のため委員の意見を聴取。 審査資料を提出 資料 1 庄原市・比婆郡 5 町・総領町の行政比較内容（定数・任期・報酬・手当） 資料 2 県内市議会の定数・議員報酬・期末手当・政務調査費調べ 資料 3 全国市の人口（3 万 5 千人～4 万 5 千人） 全国市の面積ランキング表 全国市人口密度ランキング表 資料 4 市議会議員定数に関する調査結果（平成 22 年 12 月 31 日現在） 資料 5 市議会議員報酬に関する調査結果（平成 22 年 12 月 31 日現在） 資料 6 県内市の政務調査費の状況 資料 7 中国地方市町村議長アンケート結果 資料 8 庄原市議会アンケート調査結果表
平成 23 年 7 月 19 日	第 3 回委員会	市民に与える影響、議会の果たす役割と議員定数、行政運営の効率化と議会の効率化などさまざまな視点、論点から議論。 一委員からも議員定数、報酬、政務調査費を検討するにあたってと題して提案がある。
平成 23 年 7 月 27 日	正副委員長会議	今後の進め方について事前調整。
平成 23 年 8 月 2 日	第 4 回委員会	審査資料配布。 資料 1 議員定数、議員報酬、政務調査費分析表 資料 2 面積ランキング 資料 3 人口 3 万 5 千人から 4 万 5 千人 資料 4 人口密度 90 人／km ² 未満の市 資料 5 「議会運営の実際」地方議会研究会編著から議員数、報酬、政務調査費等について抜粋 資料 6 庄原市特別職報酬等審議会設置条例、同施行規則

		<p>資料7 平成22年度市議会の活動状況に関する実態調査結果</p> <p>資料8 地方議会に関わる地方自治法の改正状況 配布資料に基づいて検討。当面議員定数を中心に議論。 一委員から議員定数に関する考察が提出される。</p>
平成23年8月5日	資料配布	<p>これまで配付した資料に基づく議員定数の現状分析表を配布。 ※おおむね20～22人が平均という結果</p>
平成23年8月17日	第5回委員会	<p>3万5千人から4万5千人までの人口、面積規模、人口密度から議員定数を比較。そして、議会懇談会における意見、市議会に関するアンケート調査結果、議会報告会における意見及びアンケート調査結果等の資料に基づき検討。 議員定数の根拠、基準、庄原市の特性などについて議論が集中。 議員定数18人～25人と幅広い意見がだされた。また、昭和59年以降における議員報酬額に関する事項を特別職報酬等審査会に諮問した内容がわかる資料要求について決議。 一委員から庄原市議会代表率の推移が提出される。</p>
平成23年8月17日	資料要求	<p>昭和59年以降における議員報酬に関する事項を特別職報酬等審査会に諮問した内容がわかる資料を要求</p>
平成23年8月26日	資料提出	<p>庄原市特別職報酬等審査会に諮問した議員報酬に関する内容、結果のわかる資料及び平成23年4月1日現在の職種全体（西城市民病院を除く）における平均給与月額・平均年齢、係長級の平均給与月額・平均年齢、課長級の平均給与月額・平均年齢の書類提出がある。</p>
平成23年8月30日	第6回委員会	<p>議員定数の根拠、基準、庄原市の特性などについて第5回委員会に引き続き議論が集中最終的に議員定数18人～22人の範囲内で議論。</p>

平成 23 年 9 月 15 日	第 7 回委員会	<p>前回の委員会で、議論すべき議員定数案は、「20・21・22」とし、議員報酬、政務調査費と連動して議論することとしていたが今回の委員会で再度確認したのち、各委員の議員報酬、政務調査費に対する考え方を聴取する。</p>
平成 23 年 10 月 4 日	第 8 回委員会	<p>資料：現在の定数 25 を定数 20・21・22 に減じた場合の報酬差額を再配分した場合の試算、政務調査費の概要、防府市、三次市、安芸高田市の報酬、定数、政務調査費の状況のわかる資料を提出。</p> <p>前回の委員会で各委員が報酬、政務調査費について述べた事項について再確認する。</p> <p>委員 8 名中議員報酬改定 5 人、現状維持 3 名。政務調査費必要者 6 人、必要なし 2 名。</p> <p>近隣の三次市議会、安芸高田市議会の開会状況を把握するため行政視察を行うことを決議。また、会派の意向を 18 日に聞く事とし散会。</p>
平成 23 年 10 月 18 日	安芸高田市市議会行政視察	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議員定数の変遷と経緯、事由について ・ 議員定数の見直しの予定、検討について ・ 議員報酬額について ・ 政務調査費について <p>H16. 3→72 人、H16. 12→22 人 H20. 12→20 人、H24. 12→18 人 議員報酬（325,000 円）、政務調査費（30,000 円）は据え置き</p> <p>【資料】全国市議会議長会調査資料から次の資料を提示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全国市議会議員の現況等（年齢構成、職業の状況、在職年数、所属党派等） ・ 市議会の活動状況 ・ 市議会の定数の状況 ・ 議員報酬の状況 ・ 議会基本条例の制定状況 ・ 議員提出による政策的条例案の状況
平成 23 年 10 月 19 日	三次市議会行政視察	<p>定数（26 人）は、当面変更する考えはない。議会報告会で問題提起はして行く。</p> <p>報酬（371,000 円）、政務調査費（27,000 円）も</p>

		据え置く。
平成 23 年 10 月 19 日	第 9 回委員会	議員定数、議員報酬、政務調査費の考え方 協議状況について各会派から報告
平成 23 年 11 月 1 日	議員全員協議会	特別委員会の審議状況及び本後のスケジュール について報告 【資料】 ・委員会の開催状況 ・委員会スケジュール
平成 23 年 11 月 1 日	第 10 回委員会	特別委員会として議員定数を決めるにあたりこれ までの議論（定数 20～22）をふまえ意見を集約 したところ、定数 20 が 4 人、21 は 0 人、22 が 1 人、 棄権 2 人となり、定数は 20 を基本とし、議員報酬、 政務調査費と抱き合わせで議論することとなった。 議員報酬については現状維持、三次市議会なみ、そ の中間と多様な意見がでて集約には至らなかった。 政務調査費については、3 万円から 5 万円の範囲 で必要との意見が多数を占めたものの、議員研修費 とすべし、報酬が確保された場合必要なしと意見が 分かれたところである。
平成 23 年 11 月 15 日	第 11 回委員会	議員報酬については、庄原市特別職報酬等審議会 条例第 2 条の規定に基づく諮問によることとし、要 請書を提出することとした。 市民の皆さんの意見を聞くためのスケジュール、 内容、資料等について協議。
平成 23 年 11 月 29 日	第 12 回委員会	議員定数「20 人」で確認 議員報酬「審議会に諮問要請済み、全て委ねるこ ととする。 政務調査費「内容等を含み継続審議」
平成 23 年 12 月 6 日	第 13 回委員会	議会改革懇談会説明資料の内容検討 懇談会の資料について審議。 政務調査費の概要に関する資料を配布し、今後の 審議方法について議論する。

平成 23 年 12 月 8 日	第 14 回委員会	<p>議会改革懇談会説明資料の内容検討</p> <p>13 回委員会で議論のあった箇所を修正した資料を配布し審議。</p> <p>今後の審査について</p> <p>懇談会開催における日程等、各自治振興区連絡協議会との調整方法について正副委員長へ一任する。</p>	
平成 23 年 12 月 15 日	議員全員協議会	<p>議会改革懇談会について</p> <p>日程・会場・班編成等を全議員へ周知</p>	
平成 24 年 1 月 5 日	第 15 回委員会	<p>議会改革懇談会の実施について確認</p> <p>議員定数・議員報酬・政務調査費のテーマ以外に対する質問があった場合対応方法について審議。</p> <p>政務調査費について</p> <p>県内市議会の政務調査費に関する条例・規則の比較の資料を作成、送付する旨を確認。</p>	
平成 24 年 1 月 17 日	第 16 回委員会	<p>議会改革懇談会の実施について</p> <p>懇談会での配布資料、当日の進め方、班員の役割分担等について審議。</p> <p>政務調査費について</p> <p>送付された県内市議会の政務調査費に関する条例・規則の比較について後日審議することを確認。</p>	
平成 24 年 1 月 17 日	議会改革懇談会	比和地域	<p>1 班 4 人の 2 班を編成し、各地域において、これまでの調査・審議状況（議員定数・議員報酬・政務調査費）について説明し、それに対する市民の意見をいただいた。</p>
平成 24 年 1 月 18 日		高野地域	
平成 24 年 1 月 19 日		総領地域	
平成 24 年 1 月 19 日		口和地域	
平成 24 年 1 月 20 日		西城地域	
平成 24 年 1 月 24 日		東城地域	
平成 24 年 1 月 24 日	庄原地域		
平成 24 年 1 月 31 日	第 17 回委員会	<p>議会改革懇談会の総括について</p> <p>各班（書記）から提出された会場ごとの報告書を基にまとめについて審議。付託された議員定数・議員報酬・政務調査費についての最終報告の時期について審議するが、結論を得ず各会派に持ち帰り後日審議することとした。</p> <p>政務調査費について</p> <p>県内市議会の政務調査費に関する条例・規則について比較。</p>	

平成 24 年 2 月 14 日	第 18 回委員会	<p>議会改革懇談会のまとめについて</p> <p>懇談会のまとめについて、委員長ほか 2 会派から資料が提出されものを併せて審議。最終案を正副委員長でまとめ、22 日の議員全員協議会で報告することを確認。</p>
平成 24 年 2 月 21 日	第 19 回委員会	<p>議会改革懇談会のまとめについて</p> <p>委員長が最終案について説明の後、審議、まとめの確定。</p> <p>議会改革特別委員会中間報告について</p> <p>委員長が中間報告案について説明、審議。議員定数については、審査を終了することを報告書に盛り込むなど、加筆修正を加えることを確認。</p> <p>今後の方針について</p> <p>22 日開催の議員全員協議会で中間報告書案が同意されたら、議長へ中間報告を行い、3 月定例会で議員定数改正条例案（25 人⇒20 人）を提案することを確認。次回の委員会は 4 月以降に開催することを決定。</p>
平成 24 年 2 月 22 日	議員全員協議会	<p>議会改革懇談会のまとめ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別委員会中間報告 ・ 議会改革懇談会録を配布
平成 24 年 3 月 25 日	本会議	<p>議会改革特別委員会中間報告（委員長報告）</p> <p>議員定数条例の一部改正案可決</p> <p>現行 25 人⇒次期一般選挙 20 人</p>
平成 24 年 4 月 23 日	第 20 回委員会	<p>政務調査費について</p> <p>今後の審査の進め方について審議。次回条例案を作成したものを基に審議することを決定。</p>
平成 24 年 5 月 22 日	第 21 回委員会	<p>政務調査費について</p> <p>三次市が作成されている政務調査費の使途基準や全国市議会議長会が示している政務調査費の交付に関する条例・規則（例）を参考に作成した条例・規則（案）を基に具体的内容について審議。</p>
平成 24 年 6 月 12 日	第 22 回委員会	<p>政務調査費について</p> <p>21 回の委員会に引続き、条例・規則（案）及び使途基準について審議。</p>

平成 24 年 6 月 28 日	第 23 回委員会	<p>政務調査費について</p> <p>22 回の委員会に引続き、条例・規則案の検討。会派及び議員へ支給する内容で今後審議することを確認。また、政務調査費の額について、各会派で議論し、後日算定基準を示して提案することを確認。</p>
平成 24 年 7 月 10 日	第 24 回委員会	<p>議員報酬について</p> <p>議長から 7 月 6 日付けで市長から特別職報酬等審議会の答申について報告を受けた旨の説明がされる。内容は「現行のまま据え置くことが適当との結論に至った。」(議長 410,000 円 副議長 355,000 円 常任委員会の委員長 335,000 円 常任委員会の副委員長 330,000 円 議員 325,000 円)。答申の内容について、次回開催の議員全員協議会で報告することを確認。</p> <p>政務調査費について</p> <p>23 回の委員会に引続き、条例・規則案〔会派及び議員〕について審議。別途配布資料を参考に用途の詳細についても審議。</p> <p>【資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市議会議員の報酬について(答申)の写し ・前橋市議会図書室運営委員会規程 ・山形市議会図書室規程 ・横須賀市議会議員研修会実施要領 ・大東市議会議員研修実施要綱 ・政務調査費の手引き 明石市議会 ・政務調査費の手引 鴨川市議会
平成 24 年 8 月 7 日	第 25 回委員会	<p>政務調査費について</p> <p>24 回委員会で配布した政務調査費の手引き(明石市議会)を参考に政務調査費用途基準について引き続き審議。</p>
平成 24 年 8 月 23 日	第 26 回委員会	<p>政務調査費について</p> <p>第 180 回通常国会における地方自治法の一部を改正する法律案の審議状況(政務調査費)についての情報提供。25 回委員会に引き続き、政務調査費用途基準について審議。政務調査費の導入に関する市民の意見を聴く場を設定することについて決定。</p>

平成 24 年 9 月 11 日	第 27 回委員会	<p>政務調査費について</p> <p>地方自治法の一部改正（9 月 5 日公布）により政務調査費から政務活動費になることの情報提供。</p> <p>政務調査費に関する意見聴取について、10 月下旬に議会改革懇談会を開催することを決定。</p> <p>26 回委員会までに審議した詳細な政務調査費使途基準について、「政務調査費の手引き（案）」としてまとめた。次回委員会開催までに各会派で内容の検討を行うことを確認。</p> <p>次回以降の会議及び資料について、政務調査費の名称を政務活動費に変更することを決定。</p>
平成 24 年 9 月 26 日	第 28 回委員会	<p>政務活動費について</p> <p>議会改革懇談会の開催について、日程、班編成、資料について審議。政務活動費について各会派での議論を踏まえ審議。</p>
平成 24 年 9 月 28 日	議員全員協議会	<p>政務活動費の検討状況について</p> <p>議会改革懇談会の日程・会場・班編成を報告</p>
平成 24 年 10 月 9 日	第 29 回委員会	<p>政務活動費について</p> <p>議会改革懇談会における説明資料について審議。</p> <p>政務調査費の額について審議。</p> <p>委員長から他市議会の政務調査費収支報告書の写しを参考資料として配布。</p> <p>【資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 流山市 政務調査費（平成 22 年度）収支報告書（写し） ・ 新城市 政務調査費（平成 23 年度）収支報告書（写し） ・ 北見市 政務調査費（平成 23 年度）収支報告書（写し） ・ 室蘭市 政務調査費（平成 23 年度）収支報告書（写し）

9 県内市議会の定数・議員報酬・期末手当・政務活動費の状況

(平成24年10月1日調べ)

	三次市	安芸高田市	庄原市	広島市	呉市	竹原市	三原市	尾道市	江田島市	福山市	府中市	大竹市	東広島市	廿日市市	広島県	
面積 ^{km²}	778	538	1,247	905	354	118	471	285	101	518	198	79	635	489		
人口(平成24年4月1日現在)	57,078	31,149	39,848	1,177,934	240,263	28,667	100,764	145,937	26,744	465,391	43,257	28,608	183,480	118,216		
議員定数	法定上限数(地方自治法改正前)	30	26	26	64	38	26	34	34	26	46	26	26	34	34	
	条例定数(次期改選時の定数)	26	20 (18)	25 (20)	55	34	14	32 (28)	32	20	40	22	16	32	30	
議員報酬	議長	454,000	410,000	410,000	1,080,000	860,000	440,000	530,000	520,000	339,000	765,000	477,000	473,000	560,000	500,000	1,130,000
	副議長	407,000	355,000	355,000	930,000	600,000	395,000	475,000	480,000	298,000	685,000	433,000	422,000	507,000	460,000	964,000
	議員	371,000	325,000	325,000	860,000	550,000	355,000	428,000	450,000	270,000	635,000	400,000	370,000	460,000	420,000	901,000
期末手当	3月				40/100						25/100					
	6月	190/100	190/100	190/100	170/100	190/100	190/100	190/100	190/100	160/100	185/100	190/100	187.5/100	190/100	190/100	
	12月	205/100	205/100	205/100	185/100	205/100	205/100	205/100	205/100	180/100	185/100	205/100	202.5/100	205/100	205/100	
期末手当基礎額に加算する割合	15/100	20/100	15/100	20/100	20/100	15/100	20/100	20/100	15/100	20/100	20/100	20/100	20/100	20/100	20/100	
期末手当(年間)議員	1,685,268	1,540,500	1,476,313	4,076,400	2,607,000	1,612,588	2,028,720	2,133,000	1,055,700	3,009,900	1,896,000	1,731,600	2,180,400	1,990,800		
議員報酬(年間)+期末手当	6,137,268	5,440,500	5,376,313	14,398,400	9,207,000	5,872,588	7,164,720	7,533,000	4,295,700	10,629,900	6,696,000	6,171,600	7,700,400	7,030,800		
政務活動費	月額交付額	27,000	30,000	制度なし	300,000	50,000	2,500	25,000	30,000	15,000	130,000	10,000	18,000	25,000	20,000	350,000
	年間交付額	324,000	360,000	—	3,600,000	600,000	30,000	300,000	360,000	180,000	1,560,000	120,000	216,000	300,000	240,000	4,200,000